



# HOKKAIDO UNIVERSITY

|                  |                                                                                   |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| Title            | マックス・ウェーバーの方法論（2）：「因果帰属」と「ノモスの知識」                                                 |
| Author(s)        | 山田, 吉二郎                                                                           |
| Citation         | 国際広報メディア・観光学ジャーナル, 7, 99-118                                                      |
| Issue Date       | 2008-11-28                                                                        |
| Doc URL          | <a href="https://hdl.handle.net/2115/35151">https://hdl.handle.net/2115/35151</a> |
| Type             | departmental bulletin paper                                                       |
| File Information | 099-118YAMADA.pdf                                                                 |



## マックス・ウェーバー の方法論（２）

—「因果帰属」と「ノモスの知識」—

山田吉二郎

山田吉二郎

YAMADA Kichijiro

### Max Weber's Methodology, II: “Causal Attribution” and “Nomological Knowledge”

YAMADA Kichijiro

#### abstract

In this paper I examine Max Weber's two methodological treatises: “*Roscher and Knies*” and “*Critical Study on Logic of Cultural Sciences*”. My aim is to analyse Weber's methodology and to make it clear how its components are interrelated. When Weber talks about “law-seeking sciences” and “sciences of reality”, his intention is *not* to emphasize the existence of *two* sciences: natural sciences and cultural sciences, but to insist on the existence of two different kinds of *causation*. In cultural sciences every object of our (historical) study is “what it has become, and not something else” and we must select some “adequate causes” from which the object is supposed to flow out. Weber calls this selection of causes “*causal attribution*” and he tells that our “*nomological knowledge*” is the base of the validity of our selections.

## 1 はじめに

前の論文<sup>1</sup>の冒頭で私は「メディア研究の『方法論』を構築するにあたって、マックス・ウェーバーの『方法論』構築の努力がどの程度参考になるかを検討することが本論文の目的である」と書いた。それはこの続編においても変わらない。すなわち、私が最終的に目指すところは、メディア研究であって、ウェーバー研究ではないわけであるが、ただし、そうは言っても、ウェーバーの膨大な著作の中からメディアに関する語句を探し集めて、そこから「ウェーバーのメディア論」を仮設するという、メディア研究者につきまとう安易で危険な誘惑には断固抵抗するつもりでいる。そういう断片的な（ということは、ある意味で、具体的な）情報を集めることで、「モデル」という形式の、即効性のある理論が構築できるとする考え方が現代において有力である。そういう考え方の現代的・実践的意味を否定するつもりは毛頭ないが、それは私が志向する「メディア研究の方法論構築」とはいかなる関係もない。

メディア研究に「方法論」構築が必要であると私が信じる理由は、それなくしては、メディア研究が真の「科学」(Wissenschaft) たり得ないと思うからであり、メディア研究の学問化がなされないと、メディアを内に含むところの現代社会的事象の、より正しい認識ができないことになると思うからである。ウェーバーもまた、20世紀の初頭において、「現代社会的事象の、より正しい認識」を得ようとして、彼独特の「社会学」の方法論を探求した。だから、ウェーバーにおけるそのプロセスを追うことは、私たちの「メディア研究方法論」探求にとって、恐らく、意味があると思う。もし私に十分な力があるのなら、私はそのプロセスを可能な限り克明に追ってみたい。私は時折りまるで自分の最終目的が何であったかを忘れたかのように、ウェーバーの思考の襞の奥に分け入る（より正確に言えば、迷い入る）だろうが、それは、私の願望が、ウェーバーの言ったことを正確に理解することのみならず、彼が言うべくして言わなかったこと、またはあえて言わなかったことをも（もし可能ならば）聞き取ることだからである。しかも、前者（言ったこと）よりも後者（言わなかったこと）の方に、メディア研究の方法論へのヒントが隠れているような気がしている。

かつてロシア・フォルマリズムの影響下で、批評の方法として「テキストに密着して読む」という、いわば原初的な手法の習熟に専念していた私のような人間は、ウェーバーの勉強に関してもそこから出発する以外に方法はないわけで、最初のうちは著作の本文に密着して読むことに没頭するため、いわゆる学説史的知識の獲得はずい分遅れる。そのような知識は、テキスト外の知識として（つまり、予断の元となつて）、「密着的読書」による理解を妨げる恐れがある、と感じるわけである。

もちろん、逆に、その種の知識なくして正しい理解が得られない場合も

- ▶1 山田吉二郎「マックス・ウェーバーの方法論（1）——メディア研究の方法論構築に向けて——」、北海道大学、「国際広報メディア・観光学ジャーナル」第7号、2008、pp.69-97。

- ▶2 マックス・ウェーバー「ロッシャーとクニース」(1)(2)、松井秀親訳、未来社、1966〔1903-1906〕。なお、引用に際して、随時、訳文に小さな修正を加えることをお許し願っておく。ドイツ語のテキストは、Max Weber, *Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre* (Tübingen, 1968) に拠る。以下、同じ。
- ▶3 E・マイヤー、M・ウェーバー「歴史は科学か」、森岡弘通訳、みすず書房、1975〔1906〕。
- ▶4 「マックス・ヴェーバー方法論の生成」、住谷彦・山田正範訳、未来社、1985〔1959〕、p.24。
- ▶5 「経済学説全集」第5巻「歴史学派の形成と展開」、大河内一男編、第1章「歴史学派についての若干の覚え書き」(大河内一男)、河出書房、1956、p.1。

たくさんある。それは、例えば、作品として未完のもの、または論争的な論文などを読む場合がそうで、必ずしもテキストのうちにすべてのものが完結して表現されているわけではないので、「密着的読書」ですべてを理解することはできないということを後になって思い知ることになる。本論文で主として論じようと思う2つの論文「ロッシャーとクニース」<sup>2</sup>および「文化科学の論理学の領域における批判的研究」<sup>3</sup>は、前者が未完、後者が論争的なものとして、それらを十全に理解するためには、ともにそれらが書かれた背景的知識をある程度知ることが必要となる。

言うまでもなく、どのような著書を読むにしても「背景的知識をある程度知ること」は必要かつ有効に決まっているから、私はただの常識を述べているだけのように見えるが、必ずしもそうではなくて、例えば、ウェーバーの「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」は作品としての完成度が高いので、何よりも先ず密着して味読すべきもので、背景的知識の補充は「その次」で十分であろうと思われるのであるが、これと比較すると、「社会科学と社会政策にかかわる認識の『客観性』」は、前の論文で試みたように、「密着的読書」の方法でかなりの程度理解可能なものではあるが、それでも不明瞭な個所がいくつも残る。例えば、「理念型」の構成要素として、「経済」「理念」「歴史」を抽出したのは「密着的読書」の成果であろうが、それ以上のこと、すなわち、「経済」とは何か、「理念」とは何か、「歴史」とは何か、について、十分な記述は見出し得なかった。「理念型」というものの性質上(つまり、それが現実には存在しない、ユートピア的なものであることが何度も繰り返されているので)、それらは常識的な理解で十分であるものとは思えないのに、である(これも、この著作があれば、ウェーバーの方法論は理解できるとするテンブルックの説<sup>4</sup>に私が同調しない理由の1つである)。

ロッシャーとクニースがドイツ歴史学派経済学の代表的学者であること、若いウェーバーの学問的修行がその学派においてなされたこと——このあたりが、私のようなウェーバー非専門家の、何よりも先ず学ばなければならないことであるらしい。古典派経済学と歴史学派経済学、自然主義と歴史主義の対比という、学説史的知識がウェーバー方法論の理解にとって不可欠のものであることを、例えば、次のような文章から私たちは知ることができる。

「歴史学派の祖国はドイツだとされているが、それは、ドイツ資本主義が、対内的には多数の連邦国家に分裂しつつ、君主制の残滓と根強い官僚機構と身分制的観念とを温存させながら、同時に資本主義国への不可避免的な成熟のためには、国内市場の統一と、各種の自由主義的改革を断行しなければならない、さらに対外的には、先進資本主義国であったイギリスに対して保護関税を設置することに共通の課題を見出していたことを特徴としている。……イギリスではアダム・スミスが自由主義という形で果したところのものを、ドイツでは歴史学派が、とりわけフリードリッヒ・リストが『歴史的』経済学という形で果さなければならなかった<sup>5</sup>。……

「イギリス産業資本にとってはベンタムと『夜警国家』と『安価な政府』とがその理想であったが、大陸、とりわけプロイセン＝ドイツの産業資本にとっては、『福祉国家』が、そしてまた多くの歴史学派の代表者たちの場合のごとく、有機的国家観が、支配的であった。イギリスの市民社会にとっては国家は擬制であり、亡霊であり、旧い特権がそのすき間に巣食う古びた観念であり、それを合理的制度の最低限に圧縮する必要があった。それは、せいぜい国防や治安維持の請負人であり、公共事業の監督者であった。ところが、大陸では、国家は民族統一のきずなであり、『国民経済』を統一体として可能ならしめる基盤であり、一つの象徴であり、理念であった」<sup>6</sup>（強調原文）

▶6 同上、p.2。

この文章はウェーバーを意識して書かれたものではないが、興味深いことに、ウェーバーの理念型の構成要素としてあげた「経済」「歴史」「理念」のすべてが、ここで歴史学派のキー概念として語られている。特に、最後の「理念」は、この文脈で言えば、何よりも先ず「国家理念」であり「国民理念」である。ウェーバーのテキストから、彼のいう「理念」が一義的に「国家（国民）理念」であることを読み取ることはできないと私は思うが、そういう含意が皆無であるとも言えないように思う。つまり、そう言われてみると、「思いあたる節」はやはりある<sup>7</sup>。

▶7 特に、ウェーバーがやや唐突に「われわれ自身の生存の意味が根ざすと見ている究極かつ最高の価値理念」について語るときなど。「社会科学と社会政策にかかわる認識の『客観性』」、岩波文庫、富永祐治・立野保男訳、2001〔1904〕、p.159。

学説史的にいうと、ドイツ歴史学派経済学には旧派と新派があり、ウェーバーは世代的には新歴史学派に属し、ロッシャーとクニースは旧歴史学派の代表ということになる。この種の細分化は非専門家にとって苦手の領域であるが、専門家の間でも見解が微妙に分かれる領域であるらしい。例えば、一方に、方法論の観点からは、歴史学派の新旧の区別は不要であるという意見がある。

「科学方法論の見地からは、歴史学派に前期と後期の区別をしても、本質的な意義はでてこない。……前期と後期とについて思想に差がみられるといっても、それは本来内蔵されていた本質が、発現する時機をえて外にあらわれたという意味から生じたものであり、潜在したものがあらわになったまでのことであって、そこに本質的なものを認めることはできない。だから歴史学派の科学方法論上の成果のみを語るべきこの場所では、時期の区別立てを行わずに語ることがゆるされるのである」<sup>8</sup>（強調原文）

▶8 「経済学説全集」第6巻「歴史学派の批判的展開」、出口勇蔵編、第3章「マックス・ウェーバーの経済学方法論」（出口勇蔵）、河出書房、1956、p.79。

これに対して、もちろん、新旧の違いを強調する意見もある。それは、方法論の立場からではなく、「政策」的実践の立場からみた「違い」の指摘である。

「『新歴史学派』がまさに『新しい』歴史学派として『旧歴史学派』と区別される所以は、その主たる課題が、当時急速に擡頭した各種の『社会問題』・『労働問題』の解決におかれていた点に在ったと言ってもよいであろう。……しかもこの問題は、『旧歴史学派』が課題の一つとした国内市場

►9 「経済学説全集」5、第4章「歴史派経済学その2」（大河内一男）、pp.173-174。

のドイツ的統一と形成、その上で遂行される商品流通と産業革命の直接の接続として生み出されたものに外ならなかった。その意味では、『新歴史学派』は、まさに、『旧歴史学派』の課題の発展の上に自分自身の課題を見出したと言ってよかった。そしてこのような接続と問題のつながりを理解することが、『旧歴史学派』と『新歴史学派』との関係と異同とを正しく把握する所以なのである。『旧歴史学派』を『歴史的経済学』とよぶ場合には、それは必ずしも『旧歴史学派』にだけ特有なよび名ではなかったが、『新歴史学派』を『倫理的経済学』とよぶ場合には、それは、この新しい歴史学派に特有な課題であり、かれらだけが当面し、かれらだけが経済学の武器をもって立ち向かわなければならなかった問題であった」<sup>9</sup>

どちらの意見がより正しいかを見極めることは非専門家の任務ではないから、私たちはただ、前者からは、ウェーバー方法論考察に関しては新旧の区別は不要であること、後者からは、ウェーバーが「倫理」について語るとき、それが新歴史学派に共通する問題関心であったことを学べばいいのであろう。確かに、ウェーバーが「世界宗教の経済倫理」について語るとき、彼の科学者としての意識の中に、当時のドイツ社会における「社会問題」「労働問題」が捕捉されていたとするならば、「経済倫理」の解釈に興味あるニュアンスが加わるかもしれない。当然のことながら、予備知識を持つことと予断を抱くことの境い目はきわめて薄いものであることを認識しつつ、である。

## 2 「法則科学」と「現実科学」

本論文の目的は、主として、先に名をあげたウェーバーの2論文から、「理念型」概念の構成要素である「経済」「歴史」「理念」を結びつける構成原理としての「因果帰属」および「適合的原因」という概念を検討することであるが、その検討に入る前に、ウェーバーの「科学」観を、特に、自然科学と社会科学（文化科学）の違いに注目した議論（これがウェーバーの重要な関心であることは、すでに前の論文で見た）ではなく、両者がともに「科学」とあるという共通項（それは、当然に、あるはずだから）に注目して、整理しておきたい。そう思って、ウェーバーのテキストを読み返してみると、必ずしも明白ではないが、そういう言及をいくつか見つけることができる。「ロッシャーとクニース」からあげてみる。

「ロッシャーは現実の科学的加工を2種類に区別し、これを『哲学的なもの』および『歴史的なもの』と呼ぶ。一方は、現実から『偶然的なもの』を除去しつつこれを普遍・抽象するという方法での、概念的把握であり、

他方は、その十全な実在性における現実の描写的再現である。ひとは直ちに、法則科学と現実科学という、今日代表的な区分を想起するであろう」<sup>10</sup>（強調原文）

▶10 「ロッシャーとクニース」(1)、p.11。

この一節を普通に読めば、私たちにはすでに馴染みの、互いに相容れない2つの「科学」についての議論であるが、「現実の科学的加工」に2種類あるという表現にこだわれば、両方の「科学」の根底に何らかの「科学的」共通性が前提されていると考えたくなる。「法則科学」とは自然科学のことで、「法則」（Gesetz）の発見こそ科学の本質であるとする考え方を、この当時、「自然主義」と言った。

「科学が、終局において現実の単なる分類を根本的に超えようと欲するならば、その概念は、普遍妥当性に関する潜在的な判断をおのれのうちに含んでいなければならない。またこの概念が絶対的に厳密でありかつ数学的明証性を有すべきものであるならば、それは因果等式で表現できるものでなければならない」<sup>11</sup>（強調原文）

▶11 同上、p.14。

自然主義的科学観によれば、発見された法則は「普遍妥当性」をもつもので、それが科学の本質である。もし古典派経済学がそういう意味で「普遍妥当」な科学であるならば、それにもとづく経済政策は、客観的な真理として、ドイツにも適用されなければならないことになる。すでに見たように、それでは、産業後進国ドイツは困るわけであるから、歴史学派経済学は、経済学が「法則科学」ではなく、各国の「(歴史的に形成されたところの) 現実」にもとづく「現実科学」とであると主張した。古典派経済学はイギリスの「歴史的現実」から発想された現実科学であり、ドイツにはドイツの歴史的現実から発想された、別個の経済学があるはずであり、それにもとづいた別個の政策があるはずだという。依然として、共通性の指摘ではなく、差異の強調と読める。引用の最後に出てくる「因果等式」は奇妙な表現であるが、科学の発見した法則が「数学的明証性」をもつとするならば、それは明確な（古典物理学的）因果関係（ある一定の原因があれば、必ず一定の結果が生じる）が見られることをいう。もし法則＝因果等式であるならば、これがウェーバーの科学観の基底にあるものと考えることが許されるかもしれない。

「もう一方の側にあつては、科学は、かの法則科学的考察様式を以てしてはその論理的性格ゆえに未解決のままに残らねばならないような課題を、自らに課する。すなわち、現実を、いかなる場合にも存在するその質的・特徴的な特殊性と一回性において、認識することである」<sup>12</sup>（強調山田。以下、断りのない限り同じ）

▶12 同上、p.15。

「法則」に対立するものが「質的・特徴的な特殊性と一回性」だということは、すでに前の論文で何度も確認したことであり、その限りで新しい

ものは何もないが、そういう「認識」がどうして可能なのか、知りたくなる。「法則」的認識は、現実の事象から「偶然的なもの」を除去して、繰り返されるものを体系化することでなされるということが先の引用で述べられていた。「特殊性の認識」はどういう手順でなされるのだろうか。

「この認識の論理的理想（すなわち、分析される個性的な現象における本質的なものを『偶然的なもの』（ここでは、意義のないもの）からえり分けて、具象的に意識にもち来たらすこと）、および、個々のものを、無媒介的・具象的に理解しうる具体的な『原因』・『結果』の普遍的連関へ整序しようという欲求は、認識に迫って、われわれが『特徴的』と判断するようなメルクマールの選別と結合によって・全面的に個性的である現実の実在性に絶えず接近してゆく概念をつねに洗練してゆくことを強制する」<sup>13</sup>（強調原文）

▶13 同上、p.16。

▶14 ウェーバーにおける科学的認識の共通性の指摘をいち早くおこなったのは、私の知るかぎり、出口勇蔵氏である。「ウェーバーに従えば、文化科学の認識は自然科学と全く等しい意味において因果認識である」（『経済学と歴史意識』、ミネルヴァ書房、1968〔1943〕）。氏が依拠しているのは、「客観性」論文の一節、「文化科学的認識は、質的な性格をそなえ、個性的で重要な自然事象の認識とまったく同じ意味で、純然たる因果認識であることにもとより変わりはない」（p.96）である。ただ、私は次の節で、ウェーバー本人の言葉にあえて逆らって、「まったく同じ意味で」はないことを述べたいと思う。田中真晴氏の論文「因果性を中心とするウェーバー方法論の研究」（『マックス・ウェーバーの思想像』、新泉社、1973〔1969〕）は優れた論考で、私は、もし本論文を書き上げる前にこの論文に接していたら、本論文は書かなかったかもしれない。ウェーバーにとって「因果性」という概念がいかに重要なものであったかが、ウェーバー作品のていねいな読みにもとづいて、論証されている。私の論文は徒労のようなものであるが、上で述べたように「まったく同じ意味で」はないことと、あとで問題にする「ノモスの知識」にこだわった点が私の小さな取柄かもしれない。

この文章はあまりに晦渋なので、そこで何が言われているかを立ち止まって考える気になかなかならないが、しかし、「偶然的なもの」という、前に「法則科学」的認識に関して使われた言葉がここでも使われているということがまず考える足がかりになるだろう。すなわち、「現実科学」的認識にとっても、「偶然的なもの」の除去がその認識の第一歩である、と読みたくなる。「原因」と「結果」、すなわち因果関係の「普遍的連関への整序」も重要な共通性であろう（ただし、因果等式とは言われていない）。「全面的に個性的である現実の実在性」に肉薄して行く「概念」の「洗練」は、ウェーバーが、「現実科学」においても、「法則科学」と同様に、科学的認識の基礎として「概念的把握」を重視したことを語っているように思う<sup>14</sup>。

### 3 因果等式と因果不等式

ウェーバーの方法論に関する諸論文を読むとき、彼が2つの科学の相違を強調することで、自然科学に対する「文化科学」の特異性を主張しているとみなすことは、もちろん、正しいし、また明白でもある。しかし、その読み方ではまったく理解できない、晦渋な文章があちらこちらにあつて、とりあえずは無視するしかないという、「密着的読書」を方法とする者にとって、何ともしつきりしない読後感が残ってしまう。「2つの科学」観の存在は認めるとして、少し方向を変えて、ウェーバーは、互いに異なる科学的認識の奥に、共通項を発見しようと努力していたと仮定して、本文を読み返すとどうなるか。そういう視点から読んでみると、上の例以外にも、これまで読めなかった（または、気がつかなかった）文章に出会うことができる。

「一方における決定性と法則性の同一視、他方における『自由な』行為と『個性的』、すなわち類的でない行為との同一視、これらはきわめて初歩的な誤謬であって、クニースだけにみられるものでは決してない。……今なおこの問題は、しかもクニースにおけるとまったく同じ意味において、何の理由もなく、歴史家たちによって、『個性的』要因の、歴史に対する作用の探求の中へ持ちこまれている。その際、人はつねに、『自由』の結果とされる人格的行為の『計算不可能性』が、人間特有の・ゆえに歴史特有の尊厳性と、直接的にまたは婉曲に、公言されるのを発見する。しかも、行為する人格の『創造的』意義は、自然現象の『機械的』因果性に対置される」<sup>15</sup>（「尊厳性」の強調は原文）

最初に述べられている2種類の「同一視」は、「法則科学」と「現実科学」を区別する立場からは当然に是認されるはずのものであるから、それを「きわめて初歩的な誤謬」とするウェーバーの発言は注目に値する。引用の前半で述べられていることは、「個性」と「自由」の問題、「個性的なもの」は人間の「自由で創造的な行為」によって作られるとする通念に対する批判であろうか。（「客観性論文」では「自由」の問題は論じられなかったように思う。）最後の下線部で言われていることは、歴史学（現実科学の代表の1つ）の対象は、「人格」の「創造的」行為によって形成される「個性的な」現象であるから、「自然現象の因果性」を適用できない、という常識であるように見えるが、しかし、この文脈ではむしろ、ウェーバーがこの常識をきわめて疑わしいものと見ていることが感じられて意外である。

「原因的な契機として、ある具体的な『歴史的』人格の特性と具体的行為が、『客観的に』——つまり、われわれの特殊な関心は捨象して——何らかの明瞭な意味で『より創造的に』現象に関与するということ、それは、『非人格的』契機、すなわち、地理的または社会的状態、または個性的な自然事象においてそうであり得る以上だ、ということはない。……物理的・化学的事象、たとえば石炭層やダイヤモンドの形成は、ひとりの予言者の直観から新しい宗教の形成を導くような動機づけの連鎖などと、形式的にまったく同じ——ただ指導的価値観の相違によって内容的に異なる規定を受けたにすぎない——意味において、『創造的ジンテーゼ』である」<sup>16</sup>（「原因的な」の強調は原文）

「個性的な自然事象」は、自然過程を「法則的な」ものとする通念からみると、奇妙な表現であるが、もちろん、ウェーバーはそれを承知の上で使っているわけで、「客観性」論文でもほぼ同じ表現が使われていた（「個性的で重要な自然事象」<sup>17</sup>）。「客観性」論文では、その例として天文学（星座の形）<sup>18</sup>があげられていたが、ここの例（「石炭層やダイヤモンドの形成」）の方が明解である。自然界の事象にも「個性的なもの」があるという

▶15 「ロッシャーとクニース」(1)、pp.98-99。

▶16 同上、p.106。

▶17 「社会科学と社会政策にかかわる認識の『客観性』」、p.96。

▶18 同上、p.76。

▶19 F・リンガーが面白いことを言っている、ウェーバーは（「原因」の探求が「結果」の「再生産をもたらすという幻想を断固拒否する」と。Fritz Ringer, *Max Weber's Methodology*, Harvard UP, 1997, p.73.

▶20 「ロッシャーとクニース」(1)、pp.106-107。

ウェーバーの主張は、自然科学に「法則性」を割り当て、一方、「個性的なもの」をもつば歴史学に割り当てる「2つの科学」観（リッケルトに代表されるような）に、彼が必ずしも納得していなかったことを示しているように見える。

引用の最初の「原因的な」を強調したのはウェーバーである。自然界においても歴史の世界においても、「個性的な事象」は「結果」として眼前にある（それがダイヤモンドであろうが、フランス革命であろうが、同じである）。「個性的な結果」から「原因」を振り返って見るとき（この方向は重要である。あくまで、「結果」から「原因」を振り返って見るのであって、「原因」から「結果」を導出しようとするのではない<sup>19)</sup>、そこに見えるものを「原因」と仮定することは、自然界の特定の（「個性的な」）現象と、歴史的現象に共通するのではないか。

「論理的観点のもとで考察すれば、両者の場合、質的变化の系列が同じ色合いの特質を帯びるのは、ひとえに、その系列の一つの項のもつ価値関係のゆえに、因果不等式——個性的に特殊化された現実において、ただその質的側面において考察されるあらゆる変化と同じように、価値関係はこの形をとる——が、一つの価値不等式として意識される、ということによってなのである」<sup>20)</sup>（強調原文）

この訳文が正確なものかどうか、まったく分からない。それほどウェーバーのこの文章は難解である。「両者の場合」はダイヤモンド形成の自然現象と歴史的現象をいう。「質的变化」は、炭素の塊がある瞬間にダイヤモンドに変容すること、または、フランス革命が勃発すること。その「原因」の特定は「その系列の一つの項のもつ価値関係」による。フランス革命は、ルイ16世とマリー・アントワネットの愚かさから生じたのか、それともフランスの経済的発展の必然的結果であったのか、いずれも考え得る。いずれも、「結果」から「原因」を振り返って見るのであって、「原因」から「結果」を導出するのではない。つまり、愚かな王様がいても、必ず革命が起きるとは限らない。ゆえに、ここにあるのは「因果等式」ではなく、「因果不等式」（Kausalungleichung）である。——およそ、そのような意味であろうか。（ウェーバーが「不等式」という強調を行ったのは、原因と結果が一对一の対応ではない、すなわち「等式ではない」という意味でそう言いたいからであろうと思う。無数にある原因の中から、「価値」に対応して選択がなされるわけで、ゆえに「因果不等式は価値不等式として意識される」と述べたのではないか。）私がこの引用部分にこだわるのは、「因果不等式」（現実科学における因果性のあり方一般の表現）という、見逃しえない概念をウェーバーが提出しているからで、いかに難解とはいえ、彼の文を正確に訳しきる力がないことを遺憾に思う。

「“causa aequat effectum”（原因は結果と一致する）という格言が人間の行為に適用できないのは、精神物理的諸事象の経過が、『自然法則性』一

般、あるいは『エネルギー保存』の原理のような特殊公理を超越する『客観的』卓越性をもっている、ということゆえにではなく、その『行為』をわれわれにとって科学的考察の対象となすその観点そのものが、因果等式を、考察の目標としてはア・プリオリに排除する、という純論理的な根拠ゆえにである」<sup>21</sup>

▶21 同上、p.107。

この部分は比較的分かりやすいが、先ほどの難解な部分を読まずにここだけを読むと、かえって誤解をする恐れがある。例えば、「因果等式を……ア・プリオリに排除する」を、因果不等式の探究ではなく、因果性そのものの否定と考えてしまう、または、「人間の行為」の学問に「客観性」はないとウェーバーが言っていると考えてしまう等々。いずれも誤読である。「客観性」について、ウェーバーは「文化科学の論理学」論文で、「客観的可能性」という概念の下で考察を行っている。ラテン語の格言は、ウェーバーが同じ論文で「適合的原因」（adäquate Verursachung）と言うときに、念頭にあったものかもしれない。「適合的」は“ad + aequare”で、「一致させる」が語源らしいので。すなわち、「適合的原因」とは、「その『行為』をわれわれにとって科学的考察の対象となすその観点そのもの」（すなわち「価値」の観点）から「えり分けられて、具象的に意識にもち来たらされた」原因であることが予想できる。

## 4 因果帰属と適合的原因

ウェーバーは、特に「客観性」論文において、彼が目指す現実科学の認識の特徴を「経験的現実の思考による秩序づけ」<sup>22</sup>（denkende Ordnung der empirischen Wirklichkeit）と定義している。彼は自分のこの定義が気に入っていたらしく、少しずつ形を変えて、何度もこれを繰り返している。「思考による秩序づけ」が何を意味するかについても、いろいろな個所で少しずつ解説がなされる。例えば、ある個所には「實在〔現実〕をその文化意義と因果連関において認識する」<sup>23</sup>とあるが、「文化意義」が「価値理念への関係づけ」であることは前の論文で確認したことであり、「因果連関」は本論文で検討しているテーマである。そして、「文化意義」と「因果連関」は深く絡み合ったものであることが、次の引用から分かる。

「つねに無限に多様な個別現象の特定の側面、すなわち、われわれが一般的な文化意義を認める側面のみが、知るに値し、それのみが因果的説明の対象となるのである。……なんらかの具体的現象を、その十全な現実性において漏れなく因果的に遡及することは、じっさい上不可能なだけでなく、まったく無意味でもある。われわれは、個々のばあい、ある出来事

▶22 「社会科学と社会政策にかかわる認識の『客観性』」、pp.33-34。

▶23 同上、p.79。

の『本質的』な構成部分が帰属されるべき原因だけを、掴み出す。ある現象の個性が問題とされるばあい、因果問題とは、法則を探究することではなく、具体的な因果連関を求めることである。当の現象を、いかなる定式に、その一範例として下屬させるか、という問題ではなく、当の現象が、結果として、いかなる個性的布置連関に帰属されるべきか、という問題である。つまり、それは帰属の問題である」<sup>24</sup>（強調原文）

▶24 同上、pp.87-88。

この、ウェーバー自身の手によってあちらこちらに強調を施された、読みづらい文章は、彼が科学の一般的・共通的基礎とみなす「因果問題」を、彼のいう「現実科学」がどう扱うかを述べた、重要な文章である。「現象の個性を問題にする」科学とは、言うまでもなく、「文化科学」（＝「現実科学」）のこと。そこにおける「因果問題」（Kausalfrage）は「法則を探究することではなく」、すなわち、「因果等式」を求めることではなく、「具体的な因果連関を求めること」、すなわち、「結果」から「原因」を振り返って見ることである。もちろん、その際、無数にあるはずの「原因」を「漏れなく」数え上げることは「不可能なだけでなく無意味でもある」ので、「ある出来事の『本質的』な構成部分が帰属されるべき原因だけを、掴み出す」ということになる。「ある出来事」、すなわち「結果」があつて、「本質的な構成部分」、すなわち「価値」を媒介として、特定の（適合的）「原因」を選び出すことを、ウェーバーは「帰属」（Zurechnung）と呼ぼうとする。このウェーバー理解が正しいとすると、少し分かりづらい「当の現象が、結果として、いかなる個性的布置連関に帰属されるべきか」も、「当の（個性的）現象（＝結果）が、結果として（ある以上）、帰属されるべき個性的布置連関（＝適合的原因）はある」と解釈できる。こうして、文化（現実）科学にとって、「因果問題は、帰属の問題である」ということになる。

「帰属」という概念を理解することで、ウェーバーの述べるのがより明確に理解できるようになることは確かである。例えば、「『歴史的個体』の因果的説明」<sup>25</sup>、「具体的原因に因果的に帰属する」<sup>26</sup>、「個性的現象の因果帰属への欲求」<sup>27</sup>等々、ウェーバーが何を言いたいかははっきりしている。しかし、まだ問題は残っている。どうやって？ という疑問が。すなわち、因果帰属はどうやって行われるのか？ そして、得られた「適合的原因」が妥当なものであることをどうやって証明するのか？ 彼自身の言葉で言えば、「価値への関係づけによる、概念構成にとって本質的なものの選択の原理」<sup>28</sup>の探究である。

次の一節で、ウェーバーはまさにそのことについて述べているものと考えられる。

「もとより、文化科学の領域では、一般的なものの認識、抽象的類概念の構成、法則性の認識、および『法則的』連関を定式化する試みが、いかなる科学的権能ももたない、というような帰結が、引き出されるわけではない。正反対に、歴史家の因果認識が、具体的な結果を具体的な原因に帰

▶25 同上、p.88。

▶26 同上、pp.88-89。

▶27 同上、p.89。

▶28 「ロッシャーとクニース」(2)、p.34。強調原文。

属させることにあるとすれば、なんらかの個性的結果の妥当な因果帰属は、『法則的知識』——すなわち、因果連関の法則性にかんする知識——の使用を抜きにしては、およそ不可能である」<sup>29</sup>（強調原文）

この文は、ウェーバーの書いたものとしては、それほど難解でも晦渋でもない。終りの方にある「因果連関の法則性にかんする知識」を習得できればすべては解決するかのような印象を持つ。ところが、「客観性」論文の展開はそうにはなっていない。読者は肩透かしを食うわけであるが、その理由の一斑は、ウェーバーの不思議な言葉使いにある。この引用には「法則」という言葉がたくさん使われているが、面白いことに、ドイツ語の原文では3種類の単語が使い分けられている。すなわち、「法則性」は“Regelmäßigkeiten”、「法則的」連関は“gesetzliche” Zusammenhänge、「法則的知識」は“nomologische Kenntnis”となっている。はたして、これら3語が同義語としてすべて「法則」と訳して差し支えないものであるかどうかを判断する力は遺憾ながら私にはないが、短い一節にこの3語が並列的に使われているのを見ると、微妙な意味の違いを際立たせる形で使い分けられているようにも思えてくる。特に、3番目の単語“nomologisch”は普通のドイツ語辞典には記載されていないまったくの外来語で、それがギリシア語の“nomos”<sup>30</sup>から来ている「ノモスのな」という形容詞であることを知ることは容易であるが、しかし、ウェーバーがそれをどういう意味で使っているかはここだけではまったく分からない（翻訳者がこれを「法則的」と訳す根拠を示してくれていたら、一般読者にはありがたかっただろう<sup>31</sup>）。

いま仮に“Regelmäßigkeit”を「規則性」（「法則性」との違いは規範性の有無）とし、“gesetzlich”は「法則的」でよしとし、“nomologisch”を（訳さないでそのまま）「ノモスの」として、訳語を使い分けて引用部分を修正し、しかも、ウェーバーの強調を外して、私独自の下線を加えると、次のようになる。

「もとより、文化科学の領域では、一般的なものの認識、抽象的類概念の構成、規則性の認識、および『法則的』連関を定式化する試みが、いかなる科学的権能ももたない、というような帰結が、引き出されるわけではない。正反対に、歴史家の因果認識が、具体的な結果を具体的な原因に帰属させることにあるとすれば、なんらかの個性的結果の妥当な因果帰属は、『ノモスの知識』——すなわち、因果連関の規則性にかんする知識——の使用を抜きにしては、およそ不可能である

こう修正してみると、前と少し印象が違うようである。最初の下線部は「法則科学」（Gesetzeswissenschaft）的認識について述べられていること、その「法則」とは、「一般的なもの」「抽象的なもの」「規則的なもの」からなると考えられていることがかなり明瞭に窺えるように思う。これに対して、後半の下線部からは、「具体的なもの」「個性的なもの」に関わる「因

▶29 「社会科学と社会政策にかかわる認識の『客観性』」、p.89。

▶30 “an usage, custom, convention: a positive enactment, law, ordinance” (Greek-English Lexicon, Oxford UP, 1966)

▶31 他の翻訳では「法則を求める知識」とある。出口勇蔵訳、「世界の大思想」23、河出書房、1967、p.80。そう訳す根拠はやはり不明で、ウェーバーが何を考えていたかは、この個所だけでは分からない。

▶32 「ここで問題なのは、われわれの想像力にとって、十分な動機をそなえていると思われ、それゆえ『客観的に可能』で、われわれのノモスの知識 (nomologische Wissen) に照らして適合的と見える、そうした連関の構成である」(『社会科学と社会政策にかかわる認識の『客観性』』、p.116)。もちろん、「法則的」とあるのを「ノモスの」と改めた。

▶33 「歴史は科学か」、p.128。

▶34 同上、p.162。

果帰属」が語られていて、それが「妥当な」ものとなるためには(すなわち、「適合的原因」であるためには)、前半の「法則的」知識とは対比されるところの「ノモスの知識」が必要とされる、と述べられているように見える。ただし、「ノモスの知識」とは何であるかは、ここでは語られていなくて、それが「因果連関の規則性にかんする知識」だと言い換えられても、その「規則性」が「法則科学」的認識に含まれる「規則性」とどこがどう異なるのかは語られていないことが分かる。

「ノモスの」という形容詞は、「客観性」論文では、(私の見た限りで)もう1ヶ所で使われているだけで<sup>32</sup>、そこでもその内容を特定するものは何も語られていない。この語が頻出するのは、「文化科学の論理学」論文と「ロツシャーとクニース」である。次の節では、この2論文での用例から、ウェーバーが「因果帰属」に必要なものとする「ノモスの知識」とは何であるかを考えてみようと思う。(ただし、先回りして言うと、この2論文でも、ウェーバーは一定の結論には達していない。興味深いのはウェーバーの「思考の過程」、彼の試行錯誤そのものである。)

## 5 ノモスの知識 (その1)

論文「文化科学の論理学の領域における批判的研究」は、歴史家E・マイヤーとの論争の書であるが、論争のきっかけは、歴史が扱うもの、すなわち、「歴史的なものとは何か」という問いに対して、マイヤーが「影響を及ぼすものもしくは及ぼしたものが、歴史的である」<sup>33</sup>と答えたことにウェーバーが触発されたことによる。これまで見てきたように、ウェーバーはこの時期、「因果帰属」と「適合的原因」の問題に取り組んでいたが、マイヤーの答えはウェーバーの考えとよく似ておりと同時に、微妙に異なっていた。そのことがウェーバーを刺激したものと思われる。

「後世に因果的影響を及ぼしているもののみをふくもうとする——なかならず歴史的なものの本来の脊椎として政治的諸関係を考えるような場合の——古代史といったものは内容のないもののように思われる。それはちょうど、ゲーテ自身を、ランケ流のいい方をすればそのエピゴーネンのために“格下げ”するような、すなわちゲーテの個性や生活・言動の中で文学に“影響”を残していた構成要素だけを確かめるようなゲーテの“歴史”といったものが、無内容であるのと全く同じである」<sup>34</sup> (強調原文)

歴史を「影響」の視点から捉えることの危険の指摘として、ここで言われているゲーテの例は大変に巧みである。最も本質的なものは最も伝わりにくいものであるかもしれないから、「影響」の有無は危うい基準かもしれ

ない。しかし、それは歴史を「内容のないもの」にするという危惧は、あるいは、彼自身の「因果帰属」にも当てはまる可能性がある。「結果」から振り返って見て、「適合的原因」を探す過程において、その作業自体が安易なものとならない保証はどこにもないであろうから。

「現代の歴史家がある一つの事実に対して、その個性的な固有性と、かくなつて他とはならなかった形成存在において、関心を抱くような場合には、また彼の読者がこの点を心得てその事実に関心を示すような場合にはすでに、当の事実“歴史的”事実という刻印をおす“事実”のあの“影響性”といったものが存在するのであろうか？」<sup>35</sup>（「関心を抱くような」の強調は原文）

▶35 同上、pp.162-163。

下線部に書かれていること、すなわち、歴史家が自らの関心に従ってある一つの事実を選び出すということ、その関心はその事物の「個性的な固有性」に関係するものであること、さらに「かくなつて他とはならなかった形成存在」（So-und-nicht-anders-Gewordensein）、——これは「客観性」論文でもまったく同じ表現が使われていたが<sup>36</sup>、——「事実」とはそういうもの、すなわち、「個性的固有性＋歴史的形成存在＝歴史的個体」ということがウェーバーの主張したいことのように、このことを、マイヤーのように、「影響」の1語で表現することはできないはずだと言いたいように見える。「かくなつて他とはならなかった」長い形成過程をできるだけ遡って行くことが歴史家に要請されるが（ウェーバーはこれを「因果的遡源」〈der kausale Regressus〉と呼ぶ）、そういう歴史的連鎖の「根拠」（Gründe）の多くは隠されたものとしてあって、先ほどのゲーテの例にあったように、顕在的な「影響」のみを集めても「内容のないもの」が得られるだけである。

▶36 「社会科学と社会政策にかかわる認識の『客観性』」、p.73。

「歴史的事実という場合、一方には……その具体的固有性において我々の関心の対象として“評価”されるような現実の構成要素があり、他方には、このように“評価された”現実の構成要素がいかなる歴史的制約のなかにあるかを理解しようとする我々の欲求が、因果的遡源を進めて行く時に“原因”として、マイヤーのいう意味での歴史的に“影響を及ぼすもの”として出会う現実の構成要素があるのである」<sup>37</sup>（「関心」の強調は原文）

▶37 「歴史は科学か」、p.163。

「歴史的事実」には2種類あって、「その具体的固有性」ゆえに意義をもつものと、「因果的遡源を進めて行く時に“原因”として」、すなわち、「適合的原因」として意義をもつものがある。マイヤーのいう「影響を及ぼすもの」は「適合的原因」を探求する過程において発見されるべきもので、マイヤーのように、それを出発点に設定することは間違いであると、ウェーバーは考える。歴史が科学であるとすれば、それは「現実の歴史的構成」<sup>38</sup>をめざすものであるが、ウェーバーは、彼自身が提示した「因果帰属」および「適合的原因」という2つの概念を、歴史学者にとっての有力な武器

▶38 同上、p.178：「このような問題を設定することは、現実を歴史的に構成する上の決め手となるものにまさしく関係するからである」。

に仕上げようとしているように見える。ゆえに、「因果帰属」の妥当性の問題は、彼にとって大きな問題だった。

ウェーバー自身が述べているように、「適合的原因」という概念は、元来は法律学から借用されたものであった<sup>39</sup>。「帰属」(Zurechnung) も「帰責」(「ある特定の外的結果を“ひき起した”のは、ある人の“せい”で彼の行為に原因があると我々が主張できるのはどのような状態の下であるか、といった問い」<sup>40</sup>) という法律用語である。ウェーバーは、文化科学の論理学を構想する際に、広い範囲の準備を行ったが、法律学もそこに含まれていた。本論文では、彼のその準備作業を跡づけることはしないが、「ロッシャーとクニース」、特に「クニース」論文は、彼の方法論構築作業のための研究ノートのような性格を持っていて、そのせいか、主題であるはずのクニースについてはほとんど論じられていない。

「クニース」論文についてはまた後で触れることにして、「文化科学の論理学」に戻る。

「刑法上の責任追及の問題のもつ論理的構造は、歴史的因果性の問題がもつ論理的構造と明らかに同じものである。というのは人間相互の実践的社会的諸関係の諸問題、特に司法の諸問題は、歴史同様“人間中心的”傾向にあるからである。いいかえれば、人間“行為”の因果的意義を問題にするからである」<sup>41</sup> (強調原文)

興味深い一節だと思う。歴史も法律もともに「人間中心的」(anthropozentrisch) 傾向があり、「人間相互の実践的社会的諸関係」を扱うという言い方が、あるいは、これから検討する「ノモスの知識」という概念の背景をなしているかもしれないと思うからである。ただし、私のウェーバー勉強はまだそこまで進んでいないので、とりあえず、ウェーバーのテキストで何が言われているかの確認をしつつ、踏み込んだ検討は宿題としたい。

「具体的な、事情によっては刑法上のつぐないをしなければならないような、また民法上の補償をしなければならないような損害を与えている結果の因果的制約を問題にする場合と全く同じ様に、歴史家の因果性の問題も、常に具体的結果を具体的原因へと帰属することに、むけられるのである。決して抽象的な“諸法則性”(Gesetzlichkeiten) を究明することにはではない」<sup>42</sup>

「因果帰属」と「適合的原因」探求は“gesetzlich”な知識ではなく、“nomologisch”な知識にもとづいてなされるとウェーバーが言うとき、自然科学的知識ではなく、それとはまったく別の、しかし、そこには明らかに「規則性」があるところの法律的知識がイメージされていたのかもしれない。そうであれば、「ノモスの」という命名も偶然のものではなく、考えられたものであるということが出来る。(ただし、法律的知識は規範的なものであるが、ノモスの知識は必ずしもそうではないようである：「法律学

▶39 同上、p.206。

▶40 同上、p.182。

▶41 同上。

▶42 同上、pp.182-183。

的概念構成はなんら『因果的な』概念構成ではない」<sup>43</sup>。）

もう一つ、いま私が踏む込むことができない概念「可能性判断」（「ある種の諸条件が除外されたりもしくは変化を加えられた場合、何が生じた“であろう”かについての言表」<sup>44</sup>）も法律学の概念であるらしい。

「“可能性”判断というものはそれ故常に経験的諸規則の参照を意味するものなのである。したがって、“可能性”という範疇は決してこの範疇の消極的形式において使われているのではない。要するに可能性といってもこの場合のそれは、実際的もしくは明白な判断とは反対の、我々の無知あるいは我々が完全には知らないということを表現する意味で、使われているのではないのである。まさしく逆にここでこの範疇は“出来事の諸規則”についての積極的知識、一般的ないい方をすれば、我々の“ノモスの”知識の参照を意味するものなのである」<sup>45</sup>（「消極的」の強調は原文）

前に、「ノモスの知識」は「因果連関の規則性にかんする知識」とされているだけで、その意味が明確には規定されていなかったことを見たが、ここはかなり違う。まず、「規則」が「経験的」なものであることが述べられている。「出来事の諸規則」も同じ意味であろう。「参照」という表現は、この一節の背景に法律的体系が想定されていることを思うとき、納得が行くものとなる。「人間中心的」で、経験的で、しかも体系的なものとして、「因果帰属」の妥当な規準となり得るものとして、「ノモスの知識」は考えられているように見える。

「我々がマラトンの戦い……をないものと考えたり、実際とは違った経過をたどったものと考える時に、一般的経験諸規則からみてこのような神政的・宗教的発展をひき起すのに積極的に——さしあたり犯罪学の一般的用法にならうというならば——“適して”いたある種の、歴史的所与としての構成要素は客観的に存在していた、すなわち、それについて客観的に妥当する確証は可能である、という主張をあらわしているのである。マラトンの戦いの“意義”を基礎づけるものとしてのこのような判断がその根拠とする“知識”は、今までのべてきた所からすると2通りある。1つは、“歴史的状況”に属し、文献に基づいてハッキリと証明できるような特定の“事実”についての知識（つまり“存在論的”知識）、もう1つは——我々がすでに見たごとく——多くの人間が熟知している特定の経験諸規則についての、特に、人間が与えられた諸状況に対して如何に反応するのを常とするか、そのあり方についての知識（“ノモスの知識”）である」<sup>46</sup>（「ないものと考えたり」「一般的経験諸規則」「客観的に」の強調は原文）

「マラトンの戦い」云々は、もしその時ギリシアが負けていたら、今日のヨーロッパ文明は違ったものになっていたであろうと歴史家は科学的に主張できるか、という問題で、マイヤーもウェーバーも肯定的であるが、なぜそう主張できるかの根拠づけをウェーバーが行っている個所に「ノモ

▶43 「ロッシャーとクニース」(2)、p.36。

▶44 「歴史は科学か」、p.190。

▶45 同上、p.191。「ノモスの」は訳文で「法則論的」とあるのを改めたもの。以下、同じ。

▶46 同上、pp.191-192。

「客観的知識」が出てくるわけである（この説明はこれまでで一番詳しい）。その「客観性」の根拠が「多くの人間が熟知している」とこととされているところから、「一般社会常識」を連想すると、多分、間違ふ。ウェーバーの社会イメージに大衆社会的要素はないとした方が無難である。ゆえに、この「多くの人間」は、「多くの現実科学の専門家たち」と考えるべきであろう。法律の世界で多くの法律家たちが協力して蓄積してきた知識がその国の法体系を築き上げたように、そういう専門家たちが協力して経験的知識を蓄積して、「法典化」すれば、「因果帰属」の客観的基準としてつねに「参照」することができる「ノモス（法典）」ができ上がるだろう。その体系的知識は「人間が与えられた諸状況に対して如何に反応するのを常とするか」を私たちに教えるものであるから、「もしマラトンの戦いでギリシアが負けていたら」という想定的な問いにもある程度「客観的に」答えることは可能である。

## 6 ノモスの知識（その2）

「ロッシャーとクニース」、特に「クニース」論文の中から、「ノモスの知識」に関する記述をいくつか紹介しておこう。

「(人間の事象における『計算不可能性』という概念について)『自然現象』に対する原理的区別といったようなものは存在しない。例えば、『天気予報』の領域における『自然事象』の『計算可能性』は、われわれのよく知る人の行為の『計算』と同じくらいに『確実』ということは決してない。実際それは、われわれのノモスの知識がより大きな完成をめざすときに示すのと同じ確実性へ引き上げられることは決してあり得ない」<sup>47</sup>（「原理的」の強調は原文）

▶47 「ロッシャーとクニース」(1)、p.134。「ノモスの」は「法則論的」とあるのを改めた。以下、同じ。

前半は、「自然現象」にも個性的・特殊的なものはあるという、私たちにすでにお馴染みの指摘で、ここでは「天気予報」が例としてあげられている。「ノモスの知識」の例としてあげられている「われわれのよく知る人の行為の『計算』」は、やがてウェーバーが「確率」について発言しだすことと関連があるだろうか。後半の下線部は、「ノモスの知識」の「より大きな完成」とその「確実性」へのウェーバーの確信の強さを改めて窺わせる。その確信の根拠、そして、彼が言う「ノモスの知識」とは正確には一体何なのかを、知りたいと思う。

次の例では、嵐が岩壁から吹き飛ばした1個の岩が落下して砕け散るとき、個々の破片がどのような形でどこへ落下するかを知ることは困難であろう、という前提で、次のように述べられる。

「何らかの根拠からそれらを知ることがひとたび問題になるときは、われわれの因果的欲求は、眼前の事実『理解できないもの』をたしかに何一つ含んでいない、すなわち、われわれの『ノモスの』知識と矛盾するものは何一つない、と判断して満足するだろう」<sup>48</sup>（「ときは」の強調は原文）

▶48 同上、pp.135-136。

「われわれの因果的欲求」とは何のことだろうか。ウェーバーは「クニース」論文でこの表現を何度も使っている。人間には、その人間性（human nature）の固有の性向（パレート風に言えば、「残基」）として、「因果関係を追及する性向」がある、という意味だろうか。古典派経済学が、「利害関心」の追求（＝経済人）を人間性の根幹にあるものと仮定して、その上に学問を構築したように、ウェーバーの国民経済学は、「因果関心」の追求（＝文化人）を人間性の核心とみたということだろうか。私が人間性に言及したくなるのは、ウェーバーが「因果的欲求」を語るとき、彼はつねに「欲求の充足（満足）」について語るからである。人間は、「因果帰属」に成功した（と感じた）とき、「充足」「満足」を味わうということを彼は言いたいのだろうか。しかも、その際に、「満足」の条件となるのが、「ノモスの知識」との「無矛盾性」だというのが、これまでのところ「ノモスの知識」そのものについて十分な定義がなされたとはとても言えない。

「気象学のような科学のみでなく、地理学や生物学も、われわれが具体的な個別現象を説明せんと熱望してそれらに接近してゆくや否や、このような日常的な場合〔岩石落下の例のような〕と原理的にはまったく同種の、われわれの因果的欲求充足の形式をもって答えねばならぬことが、非常にしばしばである」<sup>49</sup>

▶49 同上、pp.136-137。

「気象学」その他は「個性的な自然現象」を扱うタイプの科学。われわれは岩石の個々の破片の形状を完全に知ること、個々の台風の進路を寸分の狂いもなく予知することはできない。しかし、それは「われわれのノモスの経験知識に対して直接的に逆行するものはなにもふくんでいない」<sup>50</sup>、ゆえに「（われわれは）これ以上に知ろうとする欲求をもはや感じない」<sup>51</sup>——これが「われわれの因果的欲求充足の形式」と表現されたことの意味であるように見える。

▶50 同上、p.137。

▶51 同上。

「われわれの因果的欲求は、人間の態度分析に際して、質的に異なる色合いの非合理性概念を同時にもたらすところの、質的に異なる充足感を見出すことができる。われわれは、その解釈のために、少なくとも原理的には、次のような目標を立てることができる。すなわち、これをわれわれのノモスの知識と一致させ得るという意味で『可能』なものとして人々に『把握』させるのみならず、それを『理解する』こと、すなわち、『内面的に』『追体験可能な』具体的『動機』またはそういう動機の複合体をつきとめること」<sup>52</sup>（「質的に」の強調は原文）

▶52 同上、p.139。

「質的に異なる」は、「人間の態度分析」と自然現象分析を対比して言っている。前者の場合、「ノモスの知識との一致」が規準とされる。「適合的」は語源的には「一致させる」の意味であることを先に述べたが、ゆえに、「ノモスの知識との一致」は、「適合的原因」の妥当性の保証となる、とする考え方を理解することはできる。ただし、「ノモスの知識」の実像は隠されたままであり、もしそれが社会的通念のようなものであるならば、それとの「一致」が「妥当性」を保証するとしても、それは科学的真理とは関係ないように見える。ただし、人間的事象の究明に際して、「(自然) 科学的真理」の規準を振りかざすことにウェーバーは反対しているとすれば、やはり2つの科学があるということになり、そうではあるまいとする本論文の最初の立脚点が失われてしまう。

しかし、ウェーバーが考えている「ノモスの知識」の輪郭が見えない限り、これ以上は進めないようである。(「クニース」論文には「ノモスの知識」に関する言及はまだいくつもあるが、定義を充実させる言及はない。) これまで見た限りでは、「ノモスの知識」は、例えば、社会の合理化、社会秩序の安定あるいは官僚制という概念には完全に「適合」するが、カリスマまたは社会変革という概念には馴染まない。社会にとってまったく異質な知識がどのようなメカニズムで、やがて既成の(ポジティブな)知識体系に組み込まれて行くのか——ウェーバーの「ノモスの知識」は、やがてそういう風に(イデオロギー論、または知識社会学に)発展して行く端緒なのだろうか。

## 7 まとめ

本論文で私は、ウェーバーのテキストに密着することで、「因果帰属」「適合的原因」そして「ノモスの知識」が彼の方法論にとって重要な概念であることを、私なりに納得した上で、その展開を跡づけてきた。その程度のことは専門家にとっては常識に属することかもしれないが、それを判断する力がないので、自分でウェーバーのテキストからじかに「発見」せざるを得なかった。それはいかにも回り路であるかもしれないが、私が知っている唯一の道でもある。

科学は事象の認識であり、その中心は因果認識だというのがウェーバーの学問観の中心にある考え方だろうと思う。では、個性的・特殊的である文化科学的事象にとって「因果認識」は、(そういうものはないと割り切るのではなく、あるとするならば) いかにあるべきか。それを概念化したものが「因果帰属」であり「適合的原因」(諸訳は「適合的因果連関」。そうではなかろう、という小さな主張) であり、そして「ノモスの知識」であ

ったと見えた。

これら諸概念の背景（の1つ）には法律の世界および法律学的概念があったのではないか。法律の世界では、経験的知識の蓄積がある意味で完全な体系をなして、それが社会を支えるとともに、社会の諸事象を認識し理解する規準を提供している。何が犯罪であり、何がそうではないか、はひとえに法体系に拠るのであって、私たちの個々の判断に拠らない。または、法体系に拠る判断に習熟して、初めて個々の判断力を働かすことが可能となる。

もしそういう法体系に類似したものが、社会認識の分野にもあるならば、有意義であろうとウェーバーは考えたのだろうか。私はまだその確証を得ていないので、推測でものを言いたくないので、保留としておきたい。しかし、そういうものがあればよいと私自身も思うかということ、そういう強い実感は私にはないので、ウェーバーが「ノモスの知識」にこだわり、それを前面に押し出してくる真意はまだ完全には分からない。すなわち、私の密着的読書は、私自身にとっても、少し意外な展開だったわけである。

だから、この「ノモスの知識」を大衆社会状況に当てはめて、マスメディアが日々流布している膨大な情報群が作り出すところの巨大な「社会常識・通念」が、まさに現代における「ノモス」（秩序安定に関わる何か。法であるとともに、慣習でもあるようなもの）だと主張することはしない。ウェーバーが参考に行っている「法体系」が、「参照」可能なものとして整備されている理由は、言うまでもなく、それが権力にとって必要かつ好都合だからである。逆にいうと、そのような社会的レファレンスが制度として確立するためには、権力の関与（すなわち政策）が必須だということになる。よく知られているように、学問の方法論に「政策」を含ませることは、ドイツ歴史学派の特徴的方法論だった。つまり、ウェーバーが歴史学派の方法論を先ず修得した人であることは大きな意味をもつことだったということだろうか、それとも、メディア研究の方法論（それが私の究極の目標である）探究にとっても、ウェーバーが提起した「ノモス」の問題（および権力の問題）はやがて大きな問題とならずにはいない、という予告だろうか。その問いを抱えた形で、もう少しウェーバー「密着」を続けてみたいと思っている。